

会津若松市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(平成 28 年 11 月 10 日 決裁)

(設置)

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条の規定に基づき、本市において関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、会津若松市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障がい者差別に関する事案等の情報共有及び構成機関等への提言に関すること。
- (2) 障がい者差別の解消の推進のための取組に関する協議・提言に関すること。
- (3) 障がい者差別の解消の推進に関する構成機関相互の協力要請の調整に関すること。
- (4) 障がい者差別に関する事案等について、県に情報提供を行い、又は協力を求め対応の協議をすること。
- (5) 障がい者差別に関する事案等について、会津若松市地域自立支援協議会と情報共有をし、協議などを行うこと。
- (6) その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる団体、機関等の職員のうち、各団体、機関等の長が指名する者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、協議会に属する委員の互選により定めるものとする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、委員に職務遂行上に支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、会長の意見を聴いて、委員を解嘱することができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会津若松市健康福祉部障がい者支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	団体、機関等名
1	公立大学法人会津大学短期大学部
2	福島県弁護士会会津若松支部
3	会津若松身体障がい者福祉会
4	会津若松市手をつなぐ親の会
5	会津地域精神障害者家族会
6	福島県立会津支援学校
7	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
8	会津若松市障がい者総合相談窓口・社会福祉法人 会津療育会
9	会津障害者就業・生活支援センター
10	市地域自立支援協議会運営会議
11	市地域自立支援協議会運営会議
12	公益社団法人会津若松医師会
13	会津若松商工会議所
14	あいづ安心ネット
15	福島地方法務局若松支局
16	会津若松公共職業安定所
17	会津若松警察署
18	会津保健福祉事務所
19	会津若松市教育委員会